

No	大分類	小分類	質問	回答
1	全般	補助事業グループ	商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合等が代表事業者になる場合、参画事業者は、組合に所属する全ての組合員が参加しなければならないのでしょうか。	組合に所属する全ての組合員が参加する必要はありません。補助事業グループの構成員が10者以上であれば申請は可能です。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入社枠 版」の「2-2-1 申請の対象となる事業者及び申請の要件」をご確認ください。 公募要領
2	全般	補助事業グループ	商業集積地とは、具体的にはどのような概念なのでしょうか。	商業集積地とは、特定の地域に商店やテナントが集まっている場所を想定するものであり、具体的には商店街や共同店舗、テナントビル、温泉街、飲食店街、問屋街・市場等のような場所が考えられます。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入社枠 版」の「2-2-1 申請の対象となる事業者及び申請の要件」をご確認ください。 公募要領
3	全般	補助事業グループ	商業集積地が複数の地域にまたがっていても、申請することは可能でしょうか。	可能です。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入社枠 版」の「2-2-1 申請の対象となる事業者及び申請の要件」をご確認ください。 公募要領
4	全般	補助事業グループ	商店街振興組合など団体でなければ、補助事業に申請できないのでしょうか。	商店街振興組合などの団体以外であっても、中小企業・小規模事業者が補助事業グループを形成することで、申請することは可能です。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入社枠 版」の「2-2-1 申請の対象となる事業者及び申請の要件」をご確認ください。 公募要領
5	全般	補助事業グループ	商店街振興組合等の組合員と組合員以外が、補助事業グループを形成して申請することは可能でしょうか。	申請の対象となる事業者及び申請の要件を満たしていれば、申請することは可能です。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入社枠 版」の「2-2-1 申請の対象となる事業者及び申請の要件」をご確認ください。 公募要領
6	全般	補助事業グループ	1代表者が複数の法人又は事業を経営している場合、補助事業グループの構成員の数は、どのように数えるのでしょうか。	1代表者が複数の法人又は事業を経営している場合、当該法人は1者と見なします。このため、当該法人とあわせて、残り9者以上の参画事業者と補助事業グループを形成し、申請してください。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入社枠 版」の「2-2-1 申請の対象となる事業者及び申請の要件」をご確認ください。 公募要領
7	全般	補助事業グループ	「常時使用する従業員」とは何か教えてください。	労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味します。なお、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため「常時使用する従業員」には該当しません。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入社枠 版」の「2-2-1 申請の対象となる事業者及び申請の要件」をご確認ください。 公募要領
8	全般	対象経費	参画事業者が、複数の異なるITツールを導入することは可能でしょうか。	複数の異なるITツールを導入する目的が明確であり、かつ、生産性向上に資するものであれば、参画事業者が異なる複数のITツールを導入する申請も可能です。例えば、電子地域通貨システムとA I カメラなどを組み合わせて、申請することも可能です。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入社枠 版」の「2-3 補助対象経費の内容」、「2-4 補助率と補助額」をご確認ください。 公募要領
9	全般	対象経費	全ての参画事業者が、同じITツールを導入しなければ申請できないのでしょうか。	全ての参画事業者が同じITツールを導入する必要はありません。補助事業のグループ構成員が異なるITツールを導入する理由を申請書に記載してください。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入社枠 版」の「2-3 補助対象経費の内容」、「2-4 補助率と補助額」をご確認ください。 公募要領
10	全般	対象経費	ポイントカードシステムが古くなってしまったので、キャッシュレスシステム、電子地域通貨システムを導入したいのですが、申請することは可能でしょうか。	可能です。ただし、これらのITツールの導入を通じて、顧客データの把握・分析を行い、生産性の向上につなげていただく必要があります。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入社枠 版」の「2-3 補助対象経費の内容」、「2-4 補助率と補助額」をご確認ください。 公募要領

No	大分類	小分類	質問	回答
11	全般	対象経費	外部専門家にかかる謝金等の費用に関して、申請前の費用も補助事業の対象に含まれますか。	申請前の費用は補助事業の対象ではありません。交付決定日以降からが対象です。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入社枠 版」の「5 留意事項」をご確認ください。 公募要領
12	全般	添付書類	参画事業者も「履歴事項全部証明書」及び「直近分の法人税の納税証明書」を提出するのでしょうか。	代表事業者が商店街組織等の場合は、参画事業者の「履歴事項全部証明書」や「直近分の法人税の納税証明書」は不要となり、組合員等の名簿の提出で代替することが可能です。なお、同商店街に存在している非組合員が本事業に参加しようとする場合は、当該事業者がその商店街で活動していることを証明する確認書で代替することも可能です。 ただし、代表事業者が商店街組織等でない場合は、参画事業者の「履歴事項全部証明書」や「直近分の法人税の納税証明書」が必要です。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入社枠 版」の「3-2 交付申請に必要な資料」をご確認ください。 公募要領
13	全般	添付書類	参画事業者は代表事業者に対して、所得金額等を報告しなければならないのでしょうか。代替となる別の書類で申請することは可能でしょうか。	参画事業者は所得金額等を代表事業者に報告（事務局指定の書類）していただく必要があります。ただし、納税証明書その2にある「所得金額」の数字については、墨塗りにすることも認めています。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入社枠 版」の「提出書類の注意点」をご確認ください。 公募要領
14	全般	制度内容	申請マイページで申請する際に使用するG.bizIDは、参画事業者のG.bizIDを使用して申請しても良いのでしょうか。	参画事業者のG.bizIDでの申請は認めておりません。必ず代表事業者のG.bizIDで申請をしてください。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入社枠 版」の「3-1 補助事業の流れ」をご確認ください。 公募要領
15	全般	制度内容	補助事業の交付申請の後に事務局から質問事項が届きましたが、回答はどのように使われるのでしょうか。	対象経費や申請内容に関する不備の確認を行っていますので、事務局から質問事項が届きましたら回答をお願いいたします。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入社枠 版」の「2-3 補助対象経費の内容」、「2-5 交付申請等期間等」をご確認ください。 公募要領
16	効果報告	報告事項	事業終了後2年間の事業実施効果報告を求められておりますが、参画事業者は、代表事業者へ売上高を提出しなければならないのでしょうか。	売上高の提出は必要ありません。 参画事業者は、申請前に算定した生産性の向上率を代表事業者に提出し、代表事業者は、各参画事業者から提出された生産性の年平均成長率を事務局へ報告していただきます。 ※詳しくは、以下「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入社枠 版」の「6-3 事業実施効果の報告」をご確認ください。 公募要領